

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「でその内容が発送を要するものは、製版印刷等により浄書する」を「の浄書は、学校において行う」に改める。

第二十四条第二項中「には」の下に「、第二十二条第一項に規定する公印の押印に代え」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「公印の押印」とあるのは、「電子署名を付し、又はこれに類する措置を講ずること」と読み替えるものとする。

第二十四条の二に次のただし書を加える。

ただし、起案文書以外の文書等の完結に係る事務は、文書公開情報確認者以外の者が処理することができる。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。